

## 大学院 地域文化研究科博士課程（前期・後期）

### 一 博士課程への悲願

新制大学としての本学には、一九六六（昭和四十一）年四月に外国語学研究所修士課程（七専攻／定員六六名）が設置され、一九七七（昭和五十二）年には地域研究研究所（一専攻／定員四八名）修士課程が設置されて、修士課程の大学院をもつ大学としては、一定の形を整え、多くの実績を積むことができた。しかし、博士課程をもたないために、研究者養成もしくは専門的職業人の育成を十分に成し得ず、さらに高度な研究を志する本学の修士課程出身者の多くは、国内外の他大学の博士課程に進学することをよぎなくされてきたのである。また、本学が高度の研究・教育機関としては必ずしも位置付けられていない、というハンディキャップを脱することができなかった。

これらのマイナス面ばかりか、そもそも外国語研究や地域研究といった学問分野は、学位授与の対象としての独立のディシプリン（専門学問領域）たり得るのかという国際的にも論議の多い一般的問題も残っていた。いずれにせよ本学は、それらの課題に積極的に応える研究・教育体制を十全には備えていなかったたのである。

それだけに、本学における博士課程の設置は、大学は本来、博士学位を授与し得る体制を整えてはじめて University たり得るといふ内外の大学の基準に照らしても、本学が是非実現すべき悲願であつたといえよう。

もとより、このような認識が、学内においてすでに十分であったとはいえなかったけれども、徐々に芽生えつつあった大きな希望であったことも否めない。こうして博士課程設置への歩みが進んだのであったが、それはまず、地域研究の大学院博士課程設置への動きとなってスタートを切った。

## 二 地域研究研究科博士課程設置への試み

このような動きは、地域研究研究科の設置から一〇年目の一九八六（昭和六十一）年度から始まり、同年四月下旬には「学内討議要領」および「討議用メモ」が作成され、同年五月十四日に開催された大学院地域研究研究科委員会では、当年度概算要求に向けて準備すべきことが決定された。「討議用メモ」には、「本研究科発足当初からの構想であった博士課程の設置は、地域研究のより一層の促進のためにも不可欠であり、また、教育研究上の配慮からしても、修士課程を設けた以上、博士課程を設置することが迫られているといえよう。しかも当該博士課程は、あくまでも学際的研究領域としての地域研究のより一層の深化を促すべき地域研究のための博士課程であって、本学こそは、他大に存在しない、このような大学院を必要としていると考える」とその趣旨がうたいあげられている。「討議要領」では、大学院設置審査基準要項のほか授業科目・授業形態（特殊研究と演習）案、大学院規則案、学位規定案（学位は学術博士とする）などが提議され、参照した先行大学院の資料としては、東京大学総合文化研究科、一橋大学法学研究科、同社会学研究科、広島大学社会科学部研究科、青山学院大学国際政治経済研究科の概要が添付された。設置を容易にするために、「博士課程設立に際しては、修士課程の入学定員一五人、収容定員三〇人を振替えることが望ましい」とされている。